

令和 7 年第 3 回（ 9 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和7年第3回（9月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第	15号	専決処分の報告について（公用自動車による街路灯損傷事故）…	1
報告第	16号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第	17号	専決処分の報告について（公用自動車による倉庫損傷事故）…	3
報告第	18号	専決処分の報告について（市立中学校の野球部練習中の打球 による近隣宅のカーポート破損事故）……………	4
報告第	19号	令和6年度川口市一般会計継続費精算報告書について…………	5
報告第	20号	令和6年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について……	9
報告第	21号	令和6年度川口市が出資した法人の経営状況について…………	12
報告第	22号	令和6年度決算に基づく川口市健全化判断比率について…………	13
報告第	23号	令和6年度決算に基づく川口市資金不足比率について…………	14
報告第	24号	権利の放棄の報告について（福祉資金貸付金ほか11債権）…	15
報告第	25号	権利の放棄の報告について（水道料金）……………	16
報告第	26号	権利の放棄の報告について（診療費）……………	17

報告第 15号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による街路灯損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年9月25日
- 3 事故発生場所 川口市中青木5丁目3番10号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市所在

A商店会

- 5 損害賠償の額 104,500円

令和7年7月10日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 16号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和7年2月13日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市西川口5丁目11番2号 駐車場内 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 45歳 |
| 5 | 損害賠償の額 | 340,976円 |

令和7年7月10日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 17号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による倉庫損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年3月27日
- 3 事故発生場所 川口市大字小谷場237番地地内
- 4 損害賠償の相手方 川口市所在

B協会

- 5 損害賠償の額 115,500円

令和7年7月10日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 18号

専決処分の報告について

市立中学校の野球部練習中の打球による近隣宅のカーポート破損事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1 事 故 名 | 市立中学校の野球部練習中の打球による近隣宅のカーポート破損事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和7年6月17日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市立青木中学校 近隣宅 |
| 4 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 |
| 5 損害賠償の額 | 88,000円 |

令和7年7月28日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 19号

令和6年度川口市一般会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第14
5条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和 6 年度川口市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	2 清掃費	リサイクルプラザ空調 設備改修事業	令和 5 年度	円 282,070,000	円	円 253,800,000	円 28,270,000	円
			令和 6 年度					
			計	282,070,000		253,800,000	28,270,000	

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 100,460,000	円	円 90,400,000	円 10,060,000	円	円 181,610,000	円	円 163,400,000	円 18,210,000	円
153,794,000		138,400,000		15,394,000	△ 153,794,000		△ 138,400,000		△ 15,394,000
254,254,000		228,800,000	10,060,000	15,394,000	27,816,000		25,000,000	18,210,000	△ 15,394,000

報告第 20号

令和6年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和 6 年 度 川 口 市 水 道 事

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等
1 事業費	1 営業費用	浄配水場更新工事实 施設計策定事業（鳩 ヶ谷浄水場）	令和 5 年度	円 20,000,000	円	円 20,000,000
			令和 6 年度			
			計	20,000,000		20,000,000
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	浄配水場電気設備更 新事業（神根浄水場 ）	令和 4 年度	100,000,000		100,000,000
			令和 5 年度	630,047,000		630,047,000
			令和 6 年度	462,165,000		462,165,000
			計	1,192,212,000		1,192,212,000
		浄配水場ポンプ盤等 更新事業（横曽根浄 水場）	令和 5 年度	121,000,000		121,000,000
			令和 6 年度	181,500,000		181,500,000
			計	302,500,000		302,500,000

業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

実 績			比 較		
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等		企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等
円	円	円	円	円	円
			20,000,000		20,000,000
			20,000,000		20,000,000
			100,000,000		100,000,000
			630,047,000		630,047,000
786,203,000		786,203,000	△ 324,038,000		△ 324,038,000
786,203,000		786,203,000	406,009,000		406,009,000
109,780,000		109,780,000	11,220,000		11,220,000
164,670,000		164,670,000	16,830,000		16,830,000
274,450,000		274,450,000	28,050,000		28,050,000

報告第 21号

令和6年度川口市が出資した法人の経営状況について

川口市が出資した下記法人の経営状況に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

記

- 1 一般財団法人 川口中小企業共済協会
- 2 川口市土地開発公社
- 3 公益財団法人 川口産業振興公社
- 4 公益財団法人 川口市公園緑地公社
- 5 川口都市開発株式会社
- 6 公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター
- 7 公益財団法人 川口市スポーツ協会
- 8 公益財団法人 川口総合文化センター
- 9 公益財団法人 川口緑化センター

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 22号

令和6年度決算に基づく川口市健全化判断比率について

上記健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
健全化判断比率	——	——	2. 1	21. 3
早期健全化基準	11. 25	16. 25	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

報告第 23号

令和6年度決算に基づく川口市資金不足比率について

上記資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

報告第 24号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

36件 6,997,366円

(1) 福祉資金貸付金	1件	100,000円
(2) 緊急生活支援特別資金貸付金	4件	435,000円
(3) 高額療養費及び出産費資金貸付金	1件	1,130,000円
(4) 生活保護費返還金	4件	610,073円
(5) 生活資金貸付金	4件	45,000円
(6) 保育所給食費	2件	47,500円
(7) 一般被保険者返納金	5件	191,258円
(8) 不当利得返還金	1件	38,730円
(9) 住宅使用料	3件	593,848円
(10) 奨学資金貸付金回収金	5件	3,609,000円
(11) 放課後児童クラブ利用料	1件	10,000円
(12) 学校給食費	5件	186,957円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和7年3月31日

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 25号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

水道料金 1, 475件 23, 693, 707円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和7年3月31日

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 26号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

診療費 285件 74, 183, 225円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和7年3月31日

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫